

記載要領等	やむを得ない事由により常時従事者である構成員に該当しないこととなった旨の届出書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 55 号）附則第 36 条第 3 項適用分）
-------	--

《使用目的》

この届出書は、使用貸借による権利の設定を受ける法人が特定農地所有適格法人に該当しないこととなった場合に、やむを得ない事由により常時従事者である構成員に該当しないこととなった旨及び引き続き当該特定農地所有適格法人の代表者となっている旨を租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 7 年政令第 158 号）附則第 28 条第 5 項又は第 6 項の規定により税務署長に提出するときに使用してください。

《記載要領等》

- 1 本文の「第 5 項・第 6 項」の箇所は、この届出書を提出期限までに提出する場合には「第 6 項」の文字を、提出期限後に提出する場合には「第 5 項」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 この届出書を提出期限までに提出できなかった場合には、その事情の詳細を「(事情の詳細)」欄にできるだけ具体的に記載してください。